

静岡県違反広告物等是正事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に違反する屋外広告物及び掲出物件（以下「違反広告物等」という。）の是正事務（以下「是正事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 違反広告物等

この要領における「違反広告物等」とは、次のものをいう。

- 1 条例第3条に規定する特別規制地域内に表示又は設置されている広告物等
- 2 条例第4条に規定する禁止物件に表示又は設置されている広告物等
- 3 条例第5条に規定する普通規制地域内に知事の許可を受けることなく表示又は設置されている広告物等
- 4 条例第6条第4項及び第5項に規定する広告物等で知事の許可を受けることなく表示又は設置されている広告物等
- 5 条例第8条に規定する禁止広告物に該当する広告物等

第3 調査

- 1 土木事務所で是正事務を担当する職員（以下「土木事務所長等」という。）は、原則として月1回実施するパトロールにより違反の疑いのある広告物等を発見したとき、又はこれらに関する県民、平成17年12月15日付け違反広告物除却業務等委託契約（以下「協会委託」という。）に基づく公益社団法人静岡県屋外広告協会（以下「県協会」という。）からの通報を受けたときは、速やかに現地を調査し、事実の確認を行うものとする。
- 2 調査は、調査時の現況を写真及び図書で記録するものとする。写真撮影に当たっては、撮影年月日を判明できるようにしておくこと。
- 3 土木事務所長等は、調査に当たっては必ずその身分を示す証明書（＝立入り検査権限に関する証明書）を携行し、関係人の請求があれば提示しなければならない。（条例第19条第2項）
- 4 住居の敷地等民有地に立ち入る場合には、あらかじめその居住者等の承諾を得ておかななければならない。（承諾が得られないときは、広告物等の倒壊等により公衆に対するさし迫った危害が予想される場合を除き、立入りはできない。）また、立入りに際しては、土地を踏み荒らしたり、器物を損壊することがないように、細心の注

意を払わなければならない。

- 5 調査の結果、違反広告物等に該当すると認定されるときは、違反広告物台帳（様式第1号）を作成するものとする。
- 6 当該違反広告物等が協会委託に基づく通報に係るものである場合には、土木事務所長等は、県協会に調査結果を回答すること。

第4 是正指導の対象者

第6以下で定める是正指導を行うにあたり、文書で行うときは広告主、管理者及び設置者に対して行うことを原則とする。

第5 対策方針の決定

土木事務所長等は、違反の内容を検討し、当該違反広告物等の対策方針を決定する。また、他法令に抵触すると認められるときは、関係機関に連絡し、当該機関と協議する。

第6 普通規制地域に無許可で掲出されており、許可基準に適合している広告物等の是正の指導

普通規制地域に無許可で掲出されており、許可基準に適合している広告物等の指導に当たっては、下記により、許可申請を行うよう指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、広告主又は屋外広告業者の担当者に、法令違反である旨を伝えるとともに、申請指導文書（様式第2号）等の郵送先を確認する。
- 2 申請指導文書、屋外広告物許可申請書の用紙及び屋外広告物制度解説パンフレット（又はその写し）を簡易書留郵便により送付する。申請指導文書中の申請期限は、発送の日から2週間程度経過した日とする。
- 3 2の申請期限までに許可申請がないときは、申請督促文書（様式第3号）を送付する旨を土木事務所屋外広告業指導を担当する職員に連絡（口頭指導の依頼）した上で、簡易書留郵便により送付する。
- 4 3の申請督促文書が広告主又は屋外広告業者に到達した日から2週間を経過しても許可申請がないときは、土木事務所長専決により、条例第17条の2第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼る。なお、シールの貼付は行政代執行と異なり、単に違反の事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないよう、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼り付ける。

シール貼付後、2週間を経過しても許可申請がないときは、条例第17条第1項の措置命令を行うものとする。措置命令については、第13の規定による。

第7 普通規制地域に掲出されており、許可基準に適合していない広告物等の是正の指導

普通規制地域に掲出されており、許可基準に適合していない広告物等の是正の指導に当たっては、下記により、除却又は許可基準に適合するよう改修することのいずれかを選択させ、その履行について指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、広告主又は屋外広告業者の担当者に、法令違反である旨を伝えるとともに、是正指導文書（様式第4号）等の郵送先を確認する。
- 2 是正指導文書、屋外広告物是正計画書（様式第5-1号及び様式第5-2号、以下「是正計画書」という。）及び屋外広告物制度解説パンフレット（又はその写し）を簡易書留郵便により送付する。是正計画書の提出期限は、発送の日から2週間程度経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出期限の日から最長で3か月以内とする。
- 3 2の提出期限までには是正計画書の提出がないときは、是正督促文書（様式第6号）を送付する旨を土木事務所で屋外広告業指導を担当する職員に連絡（口頭指導の依頼）した上で、簡易書留郵便により送付する。
- 4 是正計画書が提出されたときは、下記により取扱う。
 - (1) 計画内容を審査し、必要な補正を指導する。
 - (2) 是正計画書受理通知（様式第7号）を送付する。

なお、改修により是正する場合で、許可申請が必要となる場合は、許可申請書の用紙を送付し、改修に着手するまでに知事の許可を受けるよう指導する。
 - (3) 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。
 - (4) 是正期限までには是正されない場合は、6により取り扱う。
- 5 違反広告物の是正措置が完了したときは、直ちに是正完了届（様式第8号）の提出を求める。
- 6 3の是正督促文書が広告主又は屋外広告業者に到達した日から2週間を経過しても是正計画書の提出がないとき、又は是正期限までには是正がされないときは、条例第17条の2第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼る。なお、シールの貼付は行政代執行と異なり、単に違反の事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないよう、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼り付ける。

シール貼付後、2週間を経過しても是正計画書の提出がないとき、又は是正がされないときは、条例第17第1項の措置命令を行うものとする。措置命令については、

第13の規定による。

第8 特別規制地域又は禁止物件に掲出されている違反広告物等の是正の指導

特別規制地域又は禁止物件に掲出されている違反広告物等の是正の指導に当たっては、下記により除却することを指導する。

- 1 広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、広告主又は屋外広告業者の担当者に、法令違反である旨を伝えるとともに、是正指導文書（様式第9号）等の郵送先を確認する。
- 2 是正指導文書、是正計画書（様式第5-1号）及び屋外広告物制度解説パンフレット（又はその写し）を簡易書留郵便により送付する。是正計画書の提出期限は、発送の日から2週間程度経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出期限の日から最長で3か月以内とする。
- 3 2の提出期限までには是正計画書の提出がないときは、土木事務所で屋外広告業指導を担当する職員に連絡（口頭指導の依頼）した上で、是正督促文書（様式第10号）を簡易書留郵便により送付する。

なお、違反広告物の表示場所として土地を提供している者に対し、必要に応じて文書（様式第11号）により、協力を依頼するものとする。

- 4 以後の処理は「第7 普通規制地域に掲出されており、許可基準に適合していない広告物等の是正の指導」の4以降に準じて行う。この場合において、是正計画書受理書（様式第7号）のうち、改修による場合の文言は削除する。

第9 悪質な行為を繰り返す屋外広告業者が掲出した広告物等への指導

無許可で屋外広告物（掲出物件を含む。）を表示・設置する行為を反復継続して行う屋外広告業者に対しては、第6から第8の規定に関わらず、下記により除却を指導する。

- 1 当該屋外広告業者に電話又は訪問し、担当者に法令違反である旨を伝える。おいて、是正指導文書（様式第12号）及び是正計画書（様式第5-1号）を簡易書留郵便により送付する。計画書の提出期限は、発送の日から2週間程度経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出期限の日から最長で3か月以内とする。

なお、違反広告物の表示場所として土地を提供している者に対し、必要に応じて様式第11号を準用し、文書により、協力を依頼するものとする。

- 2 1の是正指導文書が屋外広告業者に到達していることを確認した上で、1週間を経過しても是正計画書の提出がないときは、土木事務所で屋外広告業指導を担当する職員に連絡（口頭指導の依頼）する。

なお、1の提出期限までには是正計画書の提出がないとき、又は是正期限までに

是正がされないときは、条例第17条の2第1項の規定に基づき条例に違反している旨のシールを貼る。なお、シールの貼付は行政代執行と異なり、単に違反の事実を告知する行為であるため、広告物等の効用を妨げないように、表示面のうち文字が書かれていない部分等に貼り付ける。

シール貼付後、2週間を経過しても是正計画書の提出がないとき、又は是正がされないときは、条例第17第1項の措置命令を行うものとする。措置命令については、第13の規定による。

- 3 以後の処理は「第7 普通規制地域に掲出されており、許可基準に適合していない広告物等の是正の指導」の4以降に準じて行う。この場合において、是正計画書受理通知（様式第7号）のうち、改修による場合の文言は削除する。

第10 はり紙、はり札類、広告旗及び立看板類の取扱い

違反広告物等のうち法第7条第4項に規定されているはり紙、はり札類、広告旗及び立看板類（以下「違反立看板等」という。）については、次のとおり取り扱う。

1 簡易除却

- (1) 簡易除却を行う職員は、当該職員が知事が命じた者であることを証する身分証明書（景観まちづくり課が作成したもの）を携帯すること。（当該職員の指揮監督の下で事実行為として作業をする者を除く。）
- (2) 作業の際は、日常業務に使用している県の腕章、ヘルメット等を使用し、事故に注意すること。
- (3) 使用車両には、「違反広告物除却作業中」の表示を行うこと。

2 保管

- (1) 簡易除却を行ったもの（はり紙を除く）については保管の義務がある（法第8条第1項）ので、汚損、破損又は盗難の防止に留意するとともに、返還の申出があったときに速やかに返還できるよう、保管場所を明確にし、除却日等を整理して保管するよう努めること。

なお、保管場所が屋内に確保できない場合は、屋外でも止むを得ない。（当該物件はもともと屋外に設置されているため）

- (2) 「保管広告物又は掲出物件一覧簿」（規則様式第15号）を速やかに作成して担当課内に備え、関係者には自由に閲覧させること（条例第20条第3項）。なお、「保管広告物又は掲出物件一覧簿」の保存年限は1年とする。
- (3) 保管は、3の公示を行った日から1か月以上行うものとする。

3 公示

- (1) 法第8条第2項の公示は、様式第13号により速やかに行うものとする。
- (2) 公示の場所は、土木事務所の掲示場であり（規則第13条第1項）、公示の期間は、当該違反立看板等がパンフレットラック等の掲出物件を含まない場合は、保管を始めた日から起算して1週間（条例第20条第2項第1号。掲出物件を含む場合は2週間）である。

4 廃棄又は売却

(1) 廃棄

違反立看板等は、所有者等から返還を求められることなく2(3)の保管期間を終了した後は、下記の理由により、法第8条第4項の要件を満たすものとして廃棄するものとする。

なお、同項の要件を満たさないと判断できる物件を簡易除却・保管した場合は、廃棄に先立ち景観まちづくり課と協議すること。

（理由）

法第8条第4項に規定される第1の要件である「価額が著しく低い場合」とは、「売却に要する費用が売却予定価額を上回ることが明らかである場合等」（「屋外広告物法の一部改正について（平成16年12月17日付け国都公緑発第148号）」）をいうが、違反立看板等は元々の販売単価が500円～3,000円程度であり、売却予定価額をその10パーセントと仮定すると、当該価額を売却に要する人件費等の費用が上回ることは明らかである。

また、第2の要件である「売却しても買受人がないことが明らかである」ことについては、「違反屋外広告物等の除却後の価額について（平成16年7月14日付け国都公緑第58号）」中、社団法人全日本屋外広告業団体連合会の見解によれば、のぼり旗のスチール製ポール又はプラスチック製基礎部分で一定規格のものが50以上確保された場合を除き、需要はないものとされており、現実にはこのような確保状況は考えにくいため、当該要件も満たすものと判断できる。

(2) 売却

違反立看板等を売却する必要がある場合の手続は、静岡県財務規則及び条例第21条による。広告物等の価額の評価に際して、同条第2項後段の規定により専門的知識を有する者の意見を聴く必要がある場合は、景観まちづくり課に協議すること。

なお、売却が可能となるのは、公示の日から2週間を経過した日である（条例第21条第1項第3号。掲出物件を含まない場合は同じく2日を経過した日）。

5 返還

違反立看板等を返還する際の手続は条例第21条の2により、受領書の様式は規則

様式第16号による。その際、「氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる」場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の提示を求めるものとする。

ただし、反復継続して違反を行う等特に悪質と思われる者については、口頭注意のうえ、今後違反行為を行わない旨の誓約書(様式第14号)の提出を求めるものとする。

6 警告書の送付

(1) 土木事務所長等は、反復継続して違反立看板等の掲出を行っている者が再び違反立看板等を掲出した場合、警告書(様式第15号)により、速やかに掲出者に対し警告を行うものとする。

(2) 土木事務所長等は、2回以上警告書の送付を受けた者が、さらに重ねて違反立看板等を掲出した場合は、その者に対して、条例第17条第1項の規定に基づき措置命令を行うものとする。措置命令については、第13の規定による。

7 協会委託による簡易除却物件の取り扱い

協会委託により県協会の会員が除却した物件については、次のとおり取り扱うこと。

(1) 県協会から当該物件の引き取りの依頼があった場合は、速やかに出向いてこれを引き取り、2から6までの処理を行う。

(2) 県協会の会員が当該物件を土木事務所に持ち込んだ場合は、除却した日時、場所及び状況を確認の上受け取り、2から6までの処理を行う。万一、当該物件が簡易除却できない物件であると判明した場合には、土木事務所長等が所有者への返還等を行うものとする。

8 業者委託による簡易除却後の事務処理

東電タウンプランニング株式会社、中電興業株式会社及び東海広業株式会社(以下「委託業者」という。)と個々に締結している違反広告物除却業務委託契約に基づき、「違反広告物除却業務除却・保管報告書」が土木事務所に提出された場合は、同報告書の内容に基づき、速やかに3の公示の手続を行うものとする。その際、公示内容及び「保管広告物又は掲出物件一覧簿」の「保管の場所」欄には、該当する委託業者の名称を記載すること。また、返還については土木事務所が窓口となるので、返還の申出があった場合は、該当する委託業者と連絡を取って処理すること。

第11 禁止広告物の是正の指導

禁止広告物については、その性質上是正の緊急性が認められる場合があるため、その物件を発見すると同時に、広告主及び管理者に対し、電話又は面接により必要な措置を指導する。

第12 設置者等を確認できない場合

- 1 表示内容、設置場所等から設置者等を調査の上、なお当該設置者等を確認できないときは、条例第17条第2項に基づき除却を行うための公告の手続を行う。なお、調査の状況については、過失なくして設置者等を確認できないことを立証するための資料となるので注意すること。
- 2 公告の期限が到来し、かつ、設置者等が判明しなかった場合に、土木事務所長等は、当該広告物を除却し、保管する。
- 3 土木事務所長等は、違反広告物等を除却したときは除却報告書（様式第16号）に除却中及び除却後の写真等必要な書類を添えて、景観まちづくり課長あて報告する。
- 4 土木事務所長等は、除却した物件を第10の2以下に準じて取り扱う。
ただし、次の点に留意すること。
 - (1) 第10の3(2)の公示の期間は、保管を始めた日から2週間である。（条例第20条第2項第1号）
 - (2) 第10の2(3)の保管は公示の日から6か月行うものとする。
 - (3) 当該違反広告物等の価額の評価が概ね10万円以上であるときは、条例第21条第1項第2号の「特に貴重な広告物又は掲出物件」に該当するものとみなす。したがって、公示期間満了時に所有者等が不明の場合は、公示の要旨を県公報に掲載する必要がある（条例第20条第2項第2号）ので、その旨を景観まちづくり課に連絡すること。
 - (4) (3)に該当する違反広告物等は、公示の日から3月経過しても返還ができない場合に売却が可能となる。（法第8条第3項）
 - (5) 公示の日から6か月を経過しても所有者等に返還できない場合は、当該違反広告物等の所有権は県に帰属することになる（法第8条第7項）。その後は県の財産として取り扱うことになるので、価値がないものとして廃棄する場合は、静岡県財産規則に基づき不用品決定の手続をとること。

第13 措置命令

第6の4、第7の6、第8の4及び第9の2で行う措置命令については、以下のとおりとする。

- 1 命令に先立って、原則として、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第13条第1項第2号の規定により、「弁明の機会の付与通知書」（静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則様式第13号）及び「弁明書」（同規則様式第12号）を配達証明郵便により送付する。弁明書の提出期限は、発送の日から1週間後

とする。

なお、静岡県行政手続条例第13条第2項第3号の規定に該当する場合については、弁明の機会を付与しなくてもよい。

- 2 弁明書の提出期限が終了した後、措置命令書（様式第17号）を配達証明郵便で送付する。是正の期限は、発送の日から2週間後とする。
- 3 命令時（命令書の日付と同日）における現場の状況を記録するため、写真撮影を行い、後日の証拠として保存しなければならない。
- 4 命令は、違反の内容、程度等を勘案のうえ、良好な景観を形成し若しくは風致を維持し又は公衆に対する危害を防止するために必要な範囲で行わなければならない。
- 5 命令を行った場合は、措置命令報告書（様式第18号）を景観まちづくり課長あて提出する。
- 6 景観まちづくり課は、措置命令書の記載内容を、県のホームページに掲載する。併せて、県内各市への資料提供を行う。

第14 命令後の措置

- 1 措置命令により違反が是正されたときは、是正報告書（様式第19号）を是正後の写真等必要な書類を添えて景観まちづくり課長あて報告する。
- 2 措置命令の是正の期限までに違反が是正されないときは、是正指導文書（様式第20号）を簡易書留郵便により送付する。是正の期限は、発送の日から2週間後とする。
- 3 第13による措置命令のうち除却命令に従わないときは、条例第17条の2第2項の規定に基づき除却命令に違反している旨のシールを貼付する。
- 4 シールの貼付は、土木事務所長専決により行う。なお、貼付の際は、広告物等の効用を妨げないようにする。
- 5 シールの貼付後も違反が是正されなかったときは、法第7条第3項に基づく措置の実施、設置者等に対する罰則の適用、屋外広告業者に対する処分その他必要な措置について景観まちづくり課と協議する。
- 6 措置命令の是正の期限から2か月を経過しても違反が是正されないときは、下記により刑事告発する。
 - (1) 警察協議
措置命令書、違反広告物台帳等を添えて、所轄の警察署と告発が可能かどうか協議する。
 - (2) 本庁協議

警察協議が整った場合、土木事務所長は、様式第 21 号により、告発が屋外広告物行政の執行に照らして適当であるかどうか部長に協議する。

(3) 告発の実施

本庁協議が整った場合、土木事務所長は、所轄警察署長に対して速やかに告発する。

(4) 公表

景観まちづくり課長は、刑事罰が行われた場合は、その内容を県のホームページに掲載する。併せて、県内各市及び報道機関への資料提供を行う。

ただし、悪質な行為を繰り返す者については、告発の段階で県のホームページに公表することもできる。

第 15 送付方法の取扱い

この要領内で、簡易書留又は配達証明で送付することとした通知のうち、不在等の理由により返戻された場合の取扱いは次のとおりとする。

ただし、返戻理由が転居又は宛先不明の場合は、既に行った通知は廃止し、住所調査の上、現在の住所地に通知すること。

1 第 13 の措置命令

返戻された通知を特定記録郵便で送付する。又は、通知を受けるべき者が受領を拒絶しない限り、直接交付する。

2 1 以外

提出期限等を新たに定めた通知を普通郵便で送付する。又は、通知を受けるべき者が受領を拒絶しない限り、直接交付する。このとき、返戻された通知及び封筒の写しを同封する。

第 16 解釈と適用

この要領は、事務処理の原則を定めたものであり、特別規制地域にある広告物で更新申請なく許可期間が満了した場合、建築物を利用した広告物であって建築物の構造を損壊するために掲出物件の除却が困難な場合、重大かつ悪質であって警告なしに刑事告発することが相当な場合など、個別事案の情状に応じて異なる扱いをして差し支えないこと。ただし、この場合、異なる扱いが相当であると判断した理由を文書に記録しておくこと。

第 17 協議

土木事務所長等は、必要に応じて景観まちづくり課と協議する。

附 則

1 この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 違法立看板等掲出防止措置事務処理要領（昭和 58 年 8 月 24 日付け都第

200 号都市住宅部長通知) は、廃止する。

附 則

この改正は、平成18年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年11月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前のそれぞれの要領の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要領の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の施行の際現に改正前のそれぞれの要領の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

(参考) 静岡県行政手続条例第13条

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(参考) 民法第97条 (意思表示の効力発生時期等)

意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

違反広告物台帳

整理番号	—	調査年月日	年 月 日
設置場所			
表示内容			
広告主	住 所		
	氏 名	連絡先	
管理者	住 所		
	氏 名	連絡先	
設置者	住 所		
	氏 名	連絡先	
土地所有者	住 所		
	氏 名	連絡先	
違反内容	1 特別規制地域 2 禁止物件 3 無許可 4 基準不適合 5 禁止広告物 6 その他		
違反根拠	静岡県屋外広告物条例第 条第 項第 号		
地 域	第1種特別規制	第2種特別規制	第1種普通規制 第2種普通規制 広告景観保全 規制地域外
広告物の種類	自家広告物 道標・案内図板 一般広告物 その他（ ）		
	野立広告 屋上広告 突出広告 壁面広告 その他（ ）		
規 格	縦 m	横 m	面積 m ² 高さ m
指導経過	電話指導 年月日
	電話指導 年月日
	文 書	発送日	履行期限等
	第1回
	第2回
	第3回
	第4回
備 考			
作成者職氏名			作成年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

屋外広告物の許可申請について（通知）

静岡県では、屋外広告物法に基づく「静岡県屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成と危険防止の観点から、屋外広告物の表示・設置に関し、皆様に守っていただくルールを定めています。

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例第5条の第 種普通規制地域にあり、表示・設置にあたっては、知事の許可が必要です。

つきましては、条例の趣旨を御理解いただき、当該屋外広告物を御確認のうえ、同封の「屋外広告物許可申請書」に必要書類を添えて、許可申請の手続きを 年 月 日までに済ませるようお願いします。

なお、お問い合わせの際は、下記の整理番号をお知らせください。

（許可申請にあたっては、許可申請手数料が必要となりますので、詳しくは下記問合せ先まで御連絡願います。）

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

問合せ先
担 当 課
住 所
電話番号

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 印

屋外広告物の許可申請について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例第5条の第 種普通規制地域にあり、表示・設置にあたっては、知事の許可が必要となるため、
年 月 日付け 第 号により許可申請されるよう通知しましたが、いまだに申請されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物許可申請書」に必要書類を添えて、直ちに許可申請の手続きをしてください。

なお、許可申請手続きがされない場合は、＜静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「条例に違反して広告物の表示等をする行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、＞同条例第17条の2第1項に基づき、当該屋外広告物にシール（黄）を貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

問合せ先
担当課
住 所
電話番号

※＜＞内は土木事務所が発出する文書で、かつ、あて先が屋外広告業者の場合に付記する。

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

屋外広告物是正計画書の提出について（通知）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例第5条の第 種普通規制地域にあり、その許可基準に適合していません。

つきましては、除却するか、許可基準に適合するよう改修するかを検討のうえ、別紙「屋外広告物是正計画書」により、 年 月 日までに提出してください。

なお、提出期限までに提出されない場合は、違反である旨を広告主に通報します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容
- 5 許可基準に適合していない事項

是正計画書の提出先及び問合せ先

担当課

住所

電話番号

屋外広告物是正計画書 (除却)

屋外広告物の表示 (設置) 場所	
屋外広告物の種類	
表 示 内 容	
是 正 内 容	除却
是 正 期 限	年 月 日 (是正計画書提出期限の日から最長 3 か月) までに除却し、完了後は、直ちに是正完了届を提出します。

上記のとおり是正計画書を提出します。

年 月 日

静岡県 土木事務所長 様

住 所
氏 名 (印)
(電話)

屋外広告物是正計画書 (改修)

屋外広告物の表示 (設置) 場所	
屋外広告物の種類	
表 示 内 容	
是 正 内 容	
許 可 申 請 等	(許可申請が必要な場合に記載を求める) 是正計画書が受理されてから、是正を開始するまでの間に、 是正後の屋外広告物の許可申請手続きを行います。
是 正 期 限	(記載を求める) 年 月 日 (是正計画書提出期限の日から最長 3 か月) までに改修し、完了後は、直ちに是正完了届を提出します

上記のとおり是正計画書を提出します。

年 月 日

静岡県 土木事務所長 様

住 所

氏 名

㊞

(電話

)

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 印

屋外広告物是正計画書の提出について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物について、是正計画書を提出するよう 年 月 日付け 第 号により通知しましたが、いまだに提出されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物是正計画書」を、直ちに提出してください。

なお、是正計画書が提出されない場合は、＜静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「条例に違反して広告物の表示等をする行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、＞屋外広告物条例第17条の2第1項に基づき、当該屋外広告物にシール（黄）を貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容
- 5 許可基準に適合しない事項

是正計画書の提出先及び問合せ先

担当課

住所

電話番号

※＜＞内は土木事務所が発出する文書で、かつ、あて先が屋外広告業者の場合に付記する。

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 印

屋外広告物是正計画書の受理について（通知）

年 月 日付けで提出された下記の屋外広告物に係る是正計画書を受理したので通知します。

改修による場合は、改修後の屋外広告物について許可申請を行い、知事の許可を受けてから改修に着手してください。

また、是正完了後は、直ちに是正完了届（別添様式第8号）を提出してください。

なお、期限までには是正しない場合は、＜静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「条例に違反して広告物の表示等をする行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、＞屋外広告物条例第17条の2第1項に基づき、当該屋外広告物にシール（黄）を貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

問合せ先

担当課

住所

電話番号

※＜＞内は土木事務所が発出する文書で、かつ、あて先が屋外広告業者の場合に付記する。

年 月 日

静岡県 土木事務所長 様

住所

氏名

是 正 完 了 届

年 月 日付け 第 号で指導を受けた屋外広告物の是正については、
下記のとおり必要な措置を行いましたので、届け出ます。

記

1 完了した是正措置の内容

2 是正後の状況

別添写真のとおり

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

「屋外広告物是正計画書（除却）」の提出について（通知）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例において、原則として屋外広告物の表示・設置を禁止している特別規制地域内（屋外広告物の表示・設置を禁止している禁止物件）に掲出されています。

つきましては、当該屋外広告物の除却計画を検討の上、別紙「屋外広告物是正計画書（除却）」により、 年 月 日までに提出してください。

なお、提出期限までに提出されない場合は、違反である旨を広告主に通報します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

是正計画書の提出先及び問合せ先

担 当 課

住 所

電話番号

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 印

「屋外広告物是正計画書（除却）」の提出について（督促）

あなたが表示（設置、管理）している下記の屋外広告物の除却について、是正計画書を提出するよう 年 月 日付け 第 号により通知しましたが、いまだに提出されておられません。

つきましては、送付済みの「屋外広告物是正計画書」を、直ちに提出してください。

なお、是正計画書が提出されない場合は、＜静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「条例に違反して広告物の表示等をする行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、＞屋外広告物条例第17条の2第1項に基づき、当該屋外広告物にシール（黄）を貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

是正計画書の提出先及び問合せ先
担 当 課
住 所
電 話 番 号

※＜＞内は土木事務所が発出する文書で、かつ、あて先が屋外広告業者の場合に付記する。

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

違反屋外広告物の是正に対する協力について（依頼）

日頃から、本県の行政について御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、静岡県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示・設置の規制を行っているところです。当該条例において、あなたの所有する（地名及び地番）の土地は、原則として屋外広告物の表示・設置を禁止する特別規制地域に指定されています。

しかしながら、本場所には、下記の屋外広告物が設置されており、静岡県屋外広告物条例第 条第 項第 号に違反していることから、管理者（設置者）である（業者名）に、再三の指導を行っているところですが是正されません。

つきましては、当該地が条例上の特別規制地域であることを御理解いただき、あなた様からもこの違反広告物が速やかに除却されるよう、管理者（設置者）に対し働き掛け等の御協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 広告物の種類
- 2 表示の内容

問合せ先
担 当 課
住 所
電話番号

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

「屋外広告物是正計画書（除却）」の提出について（通知）

貴社は、静岡県屋外広告物条例に基づく静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者であり、条例その他広告物の表示等に関する法令の規定を遵守すべきでありながら、下記の屋外広告物を無許可で表示・設置しました。

貴社は、以前にも規制地域内に無許可で屋外広告物を表示・設置しており、こうした行為を繰り返すことは、屋外広告物法及び屋外広告物条例の許可制度を無視した行為といわざるを得ません。

については、当該屋外広告物の除却計画を検討の上、別紙「屋外広告物是正計画書（除却）」により、 年 月 日までに提出してください。

なお、前記期限までに是正計画書が提出されない場合は、静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「条例に違反して広告物の表示等をする行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、屋外広告物条例第17条の2第1項に基づき、当該屋外広告物にシール（黄）を貼付することにより、条例に違反している旨を公表します。

記

- 1 整理番号
- 2 表示（設置）場所
- 3 広告物の種類
- 4 表示の内容

是正計画書の提出先及び問合せ先
担 当 課
住 所
電 話 番 号

公 告

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、同法同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、所定の期間を経過した場合は、売却又は廃棄を行うことがある。

年 月 日

静岡県 土木事務所長

整理番号	種 類	形 状	数 量	放置されて いた場所	除却した 年月日時	保管を始め た年月日時	保管の場所	備 考

年 月 日

誓 約 書

静岡県 土木事務所長 様

住所（所在地）

氏名（法人名称・代表者）

㊞

電話

私は、静岡県屋外広告物条例に違反して、下記の屋外広告物を表示・設置しました。
今後は、同条例に違反する広告物を一切掲出いたしません。
また、あわせて同条例を誠実に遵守することを誓約します。

記

静岡県屋外広告物条例に違反して表示・設置した屋外広告物

1

2

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 印

違反屋外広告物等の撤去について（警告）

あなたが掲出した下記の屋外広告物は、静岡県屋外広告物条例第4条第3項の規定に違反し、広告物の表示を禁止している物件に表示されていたので、

※（はり紙の場合）撤去し、処分しました。

※（はり札・立看板の場合）撤去しました。

今後、違反行為があった場合は、刑事告発することも視野に入れて対応するので、このような違反行為を繰り返すことのないよう警告します。

記

- 1 表示（設置）場所
- 2 広告物の種類
- 3 表示の内容
- 4 その他

撤去した物件については、当事務所において 年 月 日まで保管するので、別添誓約書に記載の上、引き取りに来てください。なお、引き取りに来ない場合は、当所において処分します。

連絡先
担当課
住所
電話番号

第 号

年 月 日

景観まちづくり課長 様

土木事務所長

除 却 報 告 書

下記の物件について、静岡県屋外広告物条例第17条第2項の規定に基づき、除却したので報告します。

記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 表示内容
- 3 広告物の種類
- 4 違反内容
- 5 除却すべき期限
- 6 除却日
- 7 除却をした者
- 8 除却費用

（注）除却中及び除却後の写真等必要な書類を添付すること。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

静岡県知事 氏 名 印

違反広告物等に対する是正措置命令書

あなたが掲出した下記広告物等は、静岡県屋外広告物条例第 条第 項第 号に違反しているため、同条例第17条第1項の規定に基づいて、 年 月 日までに次の措置をとることを命ずる。

上記期限までに是正措置を行わない場合には、＜静岡県屋外広告業指導監督措置基準に基づき、「屋外広告物に関する措置命令に違反する行為」として、貴社に対し違反点数を付して文書指導を行うとともに、＞静岡県屋外広告物条例第17条の2第2項の規定に基づき、当該広告物にシール（赤）を貼付することにより、是正措置命令に反している旨を公表する。

命ずる措置

記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 表示内容
- 3 種類
- 4 違反内容

教示

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県知事に対してすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）。

なお、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

※＜＞内は土木事務所が発出する文書で、かつ、あて先が屋外広告業者の場合に付記する。

第 号
年 月 日

景観まちづくり課長 様

土木事務所長

措置命令報告書

静岡県屋外広告物条例第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり措置命令を行ったので報告します。

記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 表示内容
- 3 種類
- 4 違反内容
- 5 措置命令日
- 6 命令の内容

(注) 措置命令書の写し、命令時に撮影した写真及び関係書類を添付すること。

第 号
年 月 日

景観まちづくり課長 様

土木事務所長

是 正 報 告 書

静岡県屋外広告物条例第17条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け
第 号で措置命令を行った違反広告物について、下記のとおり是正されたので
報告します。

記

- 1 是正日
- 2 是正内容

(注) 是正後の写真を添付すること。

第 号
年 月 日

様

静岡県 土木事務所長 

違反広告物等に対する是正措置について（通知）

あなたが掲出した下記広告物等は、静岡県屋外広告物条例第 条第 項第 号に違反しているため、同条例第17条第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により下記のとおり措置命令を行いました。いまだに違反が是正されておられませんので、直ちに是正措置に従い、必要な措置を行ってください。

なお、措置命令に違反した者は、同条例第33条の規定により、50万円以下の罰金に処せられます。（同条例第32条から第37条に罰則が定められています。）

年 月 日までに是正措置が完了しない場合には、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

記

- 1 表示又は設置の場所
- 2 表示内容
- 3 種類
- 4 違反内容
- 5 措置命令日
- 6 命令の内容

問合せ先
担 当 課
住 所
電 話 番 号

交通基盤部長 様

土木事務所長

屋外広告物条例違反者の刑事告発について(協議)

下記 1 の者は、静岡県屋外広告物条例に違反し、刑事告発することが相当と思料するので協議します。

記

1 告発対象者

氏名：	年齢： 歳、性別：
住所：	

2 告発内容案

- (1) 告発事実
- (2) 罪名及び罰条

3 参考

- (1) 告発事実の補足説明

4 添付資料

担 当 課 係
電話番号